令和８年度あきたキャリアフェス（秋田県業界研究会）開催要領

１　目的

大学（院）、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下、「大学等」という。）の学生、既卒者及びその保護者（以下、「学生等」という。）に対して、県内企業研究の機会を提供するとともに、2027年３月卒業・修了予定の学生及び既卒者（以下、「既卒者等」という。）に対して、県内企業との面接選考の機会を提供することにより、学生等の職業観育成と県内就職活動を促進し、もって県内企業の人材確保を支援する。

２　主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

３　開催概要

開催日時　　令和８年12月27日（日）　13:00～16:00
会場　　ＡＮＡクラウンプラザホテル秋田（秋田市中通２－６－１）
参加企業数　100社程度
実施内容
ア　参加企業による企業や業界の魅力、特色、職種等の情報提供（採用情報を除く）及び学生等との質疑応答
イ　公的機関等による個別相談、情報提供等

４　参加条件

（１）参加費用

学生等、企業ともに、参加費は無料とする（通信費、会場までの交通費・宿泊費等を除く）。

（２）対象となる学生等

大学（院）、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生(全学年対象)、既卒者（第二新卒を含む）、保護者。

ただし、企業の面接選考は既卒者等のみを対象とする。

（３）企業

次の全ての条件を満たすこと。なお、「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」に登録している企業や、ユースエール認定企業については、優先的に参加受付を行う。また、申込多数の場合は、募集時点での初任給（大卒）や、年間休日数、直近３年間の新卒採用者数等を総合的に勘案して、参加企業を決定する。

ア　新卒採用及び既卒者等の採用予定があること。
イ　勤務地を秋田県内とする採用に積極的であること。
ウ　労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、職業安定法に基づくハローワークの求人不受理対象事業所に該当していないこと。
エ　秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃけ」という。）に企業情報等を掲載していること。

５　学生等の参加申込方法

・事前申込は不要とする。
・事前に「こっちゃけ」上のイベント案内ページ内から参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、当日会場受付及び訪問企業ブースに各１枚提出する。

６　企業の参加申込等

（１）申込方法

・「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、企業情報等を掲載するとともに、ダッシュボードから必要事項を入力し、参加申込を行う。
・参加できない日時がある場合は、申込フォームにその旨を入力する。
・「こっちゃけ」への会員登録が未了の場合は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請を行い、ＩＤの発行を受けた後に参加申込を行う。
・「こっちゃけ」の不具合による場合を除き、電子メールやＦＡＸ、電話等、「こっちゃけ」以外からの参加申込は受け付けない。
・イベント毎に申込を行い、重複申込も可能とするが、申込多数の場合は県で調整を行う。

（２）申込期限

令和８年 11 月 20 日（金）午後５時
※申込み多数の場合は、期限前に申込を締め切る場合がある。
※申込少数の場合は、申込期限を延長することがある。

（３）参加企業の決定について

・参加企業は、令和８年 11 月下旬頃決定する。
・参加決定は、「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードへの告知及び案内ページへの参加企業掲示から確認する。
・「参加企業」の掲示がない企業の参加は、原則として認めない。

（４）企業の参加辞退

・参加辞退は、参加学生や参加企業に混乱を招くおそれが大きいことから、参加決定後の辞退は厳に慎むこと。
・やむを得ず辞退する場合は、直ちに下記問い合わせ先に電子メール及び電話により連絡すること。

７　その他

（１）参加企業に関する各種企業情報のウェブサイト等への掲載概要等

・参加企業は、参加申込を行った時点で各種企業情報を県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」や「こっちゃけ」への掲載、学生への配布資料等の作成及び公表を承諾したものとする。
・参加企業は、「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況と齟齬がないようにすること。

（２）採用選考に関する遵守等

参加企業は、目的を十分に理解し、次の事項を遵守すること。

ア　既卒者等以外は採用選考の場ではないため、面談や説明が採用選考とならないよう注意すること。
イ　政府からの「2027（令和９）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について（令和８年３月 24 日付け）」及び就職問題懇談会「令和９年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）（令和８年３月 24 日付け）」の内容について遵守すること。
ウ　大学等を卒業後３年間経過した既卒者への企業説明等については、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ対応すること。

（３）特設ブースの設置について（秋田県立大学）

・秋田県立大学の授業の一環で、特設ブースの設置を予定しています。
・企画内容により、別途本ブースへの協力を依頼する可能性がありますので、ご承知おきください。

（４）その他

この要領に定めのない事項については、主催者において適宜判断し決定する。

８　問い合わせ先

秋田県 人口戦略部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム
〒010-8570
秋田市山王四丁目１－１　秋田県庁本庁舎５階
電子メール　hello3751@pref.akita.lg.jp
電　話　　０１８－８６０－１２４８

「こっちゃけ」の開催案内ページＵＲＬ
https://kocchake.com/pages/meeting/p35150